

平成13年第4回教育委員会臨時会記録

平成13年10月18日(木)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年10月18日(木) 午前10時02分～10時38分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員長 宮 坂 公 夫
職務代理者 委 員 大 藏 碓之助 委 員 安 本 ゆ み
教育長 與 川 幸 男

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 松 本 義 勝 庶務課長 佐 藤 博 継
学務課長 森 仁 司
社会教育
センター所長 伊 藤 俊 雄

事務局職員 庶務課係長 小今井 七 洋 法規主査 能 任 敏 幸
担当書記 手 島 広 士

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

- 議案第51号 杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 杉並区立学校校外施設条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 財産の無償貸付けについて
- 議案第55号 財産の無償貸付けについて
- 議案第56号 平成13年度杉並区一般会計補正予算(第2号)

委員長 ただいまより平成13年第4回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議案につきましては、平成13年第4回区議会定例会に提案が予定されています議案で、区長の議案提案権の関係もありますために、杉並区教育委員会会議規則第13条の規定に基づきまして秘密会にいたしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし)

委員長 異議がありませんので、秘密会といたします。

それでは議案の審議に移らせていただきます。最初に条例議案の3件について提案いたします。議案説明の後に審議を個々に行ってまいります。

日程第1 議案第51号 杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例、日程第2 議案第52号 杉並区立学校校外施設条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第53号 杉並区立社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例の3件につきまして、庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私のほうから3件続けてご説明いたします。全体的には冒頭にありましたように、杉並区長から委員長宛に「教育関係議案に対する意見について」が平成13年10月17日付で文書が参っています。それに基づきまして今回の議案ということです。

議案第51号杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきましては、杉並区立富士学園、弓ヶ浜学園についての記載条項を削るということで、これは施設の売店等の使用料を定める規定を廃止するというで使用料条例の一部を改正する条例ということになっています。

議案第52号校外施設条例の一部を改正する条例は、同じように富士学園の項、弓ヶ浜学園の項を削るということで条例の新旧対照表の(抄)で、下段が旧の条例、上段が新の条例となっていて、この中で富士学園と弓ヶ浜学園については削除するということです。

議案第53号社会教育センター及び社会教育会館条例の一部を改正する条例は、2枚ほどめくると同じように新旧対照表があります。旧を見ていただきますと、杉並区立高円寺社会教育会館の廃止に伴ってこの条項を削るというものです。以上です。

委員長 ありがとうございます。では議案第51号につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、ご承認を得たということにいたします。

続きまして議案第52号につきまして、ご意見ご質問はありませんか。もう内容は承っていますので、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございました。承認といたします。

議案第 53 号について、ご意見ご質問はありますか。

大蔵委員 もう内容は既に示したことですから、異議ありません。

委員長 質疑はこの前やらせていただきましたので、よろしいですね。

(異議なし)

委員長 ありがとうございました。以上 3 件につきまして、ご承認したということになりました。

次に日程第 4 議案第 54 号 財産の無償貸付けについて、日程第 5 議案第 55 号 財産の無償貸付けについて、財産に関わる 2 件につきましてよろしくお願ひします。庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 議案第 54 号と議案第 55 号についてご説明をいたします。財産の無償貸付けについてということで、先ほどの富士学園等の廃止に伴いまして今後の財産を民間のほうに貸付けをするという内容です。土地の概要ですが山梨県南都留郡忍野村忍草 2997 番外 7 筆、建物の概要は鉄筋コンクリート造地上 2 階建外。貸付けの条件は、旅館業法第 2 条に定めるホテル営業又は旅館営業の用に供し、区が指定する一定の期間においては杉並区立学校、学校外教育のため優先的に利用させるという条件です。貸付けの相手方は、株式会社フジランドです。株式会社フジランドにつきましては、フジテレビのグループ 28 社の 1 つで、昭和 33 年に創立をされた会社です。資本金が 10 億円、従業員数が 224 名で、平成 13 年 3 月現在での経常利益が約 4 億 9,000 万という会社です。

主な受託先は彫刻の森ホテルの運営受託、あるいは新宿区立の区民健康村、豊島区立の施設といったところで保養所等の施設を受託しているということです。貸付期間は「杉並区立学校校外施設条例の一部を改正する条例」が可決され、杉並区立富士学園が廃止された日の翌日から起算して 3 年間とする。ただし区又は貸付けの相手方が、貸付期間の満了の日の 6 月前までに更新をしない旨の通知を行わない場合、更に 3 年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とするということで、株式会社フジランドに無償貸付けをするという内容です。

議案第 55 号も、校外施設の廃止に伴っての無償貸付けです。土地の概要は静岡県賀茂郡南伊豆町湊字新田谷戸 779 番外 12 筆、建物の構造は鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建外となっています。貸付けの条件は先ほどと同じです。貸付けの相手方は東京都渋谷区恵比寿に本社のある東京ケータリング株式会社です。東京ケータリング株式会社の概要は昭和 40 年に会社が設立されて、昭和 46 年に東京ケータリングとして創立された会社です。資本金が 7,500 万円、従業員数 1,397 人で、平成 13 年 3 月現在の経常利益が約 1 億 5,800 万円となっています。この会社につ

きましては官公庁、産業界を中心にしてカフェテリア事業、レストランを展開している会社です。

主な受託している施設は同じように区立の施設関係の受託、板橋、中央、品川といったところでの受託を行っている会社です。貸付期間につきましても先ほどと同様です。私からは以上です。

委員長 議案第 54 号につきまして、ご質問ご意見をお願いいたします。

教育長 第 54 号も第 55 号も同様なのですが、例えばいままでは杉並区立富士学園、杉並区立弓ヶ浜学園という呼称を使っていたのですが、その呼称がここには一切表示がないということで、これは廃止されたのでその呼称そのものも消えてしまったという理解でよろしいのかなというのが 1 つ目の質問です。

2 つ目は、そうすると、いままで親しまれていた富士学園とか弓ヶ浜学園という名称は、今後無償貸付けを受託した企業が自ら勝手に名称呼称を名乗ることができるということなのか。そうしますと、移動教室で富士学園にとか弓ヶ浜学園にということが杉並の町の人や教職員も含めて、PTAのお父さん、お母さんからもそういう呼称での言い方はもはや今後は無くなるということなのかをちょっと聞かせてください。

学務課長 まず施設の名称ですが、今回募集要綱を定めてそれに基づいて民間の借受業者を募集したところです。要綱の中に事業運営の特例条件の 1 つに、施設の名称は借受者が新たに任意に付けることができると。これは行政財産から普通財産に替えた上で無償貸付けするという性格から、区立富士学園という従来の名称を使うことは好ましくない。民間の自由な発想で施設名称を含めて運営していただく観点で、そういった要綱にしたものです。ですから今後、施設名称につきましましては事業者との協議を経て契約という手順を踏んでまいりますので、その協議の中で話題になってくるものと思います。

また従来慣れ親しんでまいりました富士学園、弓ヶ浜学園という名称ですが、施設の名称はいま申し上げたような制約があります。ただ移動教室は教育課程の一環で行われる授業ですので、その名称についてはいままでの愛着のある名称を引き続き使うことも選択肢の 1 つにはなってくるかと思いますが、今後学校側とも話し合いながらその辺は対応してまいりたいと考えています。

教育長 それぞれの企業が自分の所で使っている呼称があるのではないかと思うのです。例えば弓ヶ浜が東京ケータリングだと、「うちは物商山荘という名前にしたい」とか海が望まれるので「海望荘にしたい」という名称を付けたり、富士学園ですと「富士ランド忍野山荘」とかの名称を付けることもできるわけです。そうすると、いままでの慣れ親しんでいたイメージが子供たちから離れるのではないかという心配を少ししているものですから、もう一度念のために。

学務課長 いま教育長がおっしゃるような心配や寂しさといったことはたしかにあるかもしれませんが、いずれにしろ移動教室自体は引き続き優先しようということで民間借受者をお願いしてま

いりますので、移動教室の名称と実施場所は相手方の借受者が付けた宿泊施設名という格好になるのかなと思います。

大蔵委員 どうやっても学園というのは商売上、無くなるでしょう。

教育長 私も長年東京都で飯を食ってきた男で、こういう例は多分自治体ではあまり聞かないケースで初めてなので、そういう意味で地域からのいろいろなアクションもあり得るなと思いながら、私もこれからいろいろな現場に出なければいけませんから、さぞかしそういう声が我々教育委員に向かってくるであろうということも含めて、あえて質問をさせていただきました。

事務局次長 これは以前からご報告してきたものですが、今回のこの民営化は基本的には区立の校外施設を廃止するという事なのです。それはたまたま区の財産を貸し付けた形でやるか、全く民間の旅館を使ってやるかで、逆にいえば民間の旅館を使ってやるほうに近い形に変えるのだということです。同じ考え方で菅平の場合もこれから全く廃止して、違う旅館を借り上げた新しいスキー教室をやるということを考えているわけですから、そういったことでいえば基本的には全く考え方を変えていくご理解を区民の方にもしていただかなければならないなと考えています。

教育長 なぜわざわざ聞いたかという、我々もこれから現場で教育委員として役所も含めていろいろな声を聞かなければいけないのですが、ただ単純に廃止ということではなくて、民間の持っているプラスイメージ、サービスの良さといいますが、公ではない民の良さを子供たちが案外共有できる、地域の方も共有できるということで、むしろレベルアップに繋がるといった積極的なイメージを位置付けませんと、イメージ的に「杉並は」なんて思われますので、その辺のところのPR戦略のほうも合わせてする必要があるのではないかなという思いなのです。単なる廃止、廃止という声が最近多いのですが、そういうことではなくて、民の英知でこんなに豊かになるというこのPR戦略も合わせてお考えいただきたいなということで、あえて質問を申し上げました。意見でもあります。これから我々は、そういう場面に出会います。

宮坂職務代理者 これは、企業なら企業との折衝の中で、名称は区で使う場合は「区立」というのはまずいのですが、富士学園という名前でも使わせてもらうとかは、そういう可能性は難しいのでしょうか。

学務課長 先ほど次長がご答弁申し上げたとおり、やはりあくまで施設名称は民間借受者が自由な発想で付けていただくということで要綱を定めていますので、その線に沿った形で今後の協議の中で話題にはなってくると思います。ただ移動教室の名称は工夫していく余地はあると思いますが、施設名称自体はやはり変えるというわけにはいかないのではないかと考えています。

安本委員 学校から出掛けるときは、別に富士学園に行くとか弓ヶ浜学園に行くという言い方でかまわないですか。

事務局次長 京都方面修学旅行という言い方をするのと同じで、別に旅館名を言うわけではありませんので、そういう意味では違った形の名前を使うことは可能だと思います。

安本委員 例えば民間に無償で貸与するということに関しては、どういう方法で保護者なり皆様にお知らせになるおつもりですか。それは何もすることはないのですか。

学務課長 今回 11 月の定例区議会で関連条例のご審議をいただくわけですが、そのあと決定いただければ 12 月を目途に借受者との契約内容の詰めといたしますが、その協議を経てきますので、その辺の骨格内容が固まりませんと区民の皆様にも PR しにくいとことがあります。ただ今年度いっぱいでの学園の廃止と民営化ということですので、時期を失しないよう適切な形で、できるだけ早くに区民、保護者の皆様には PR してまいりたいと考えています。

安本委員 できれば多分やり方としては広報に載せるとか、そういうことになると思うのですが、小学生の保護者宛に別にちゃんと話をさせていただけるといいと思うのです。いつも決まり文句で、広報に載ったから知っていたでしょみたいなのはちょっと通じにくいのです。

学務課長 ただ前提として、従来の移動教室の中身が全く大きく変わってしまうということではありませんので、例えば民営化を切っ掛けに大幅に保護者の負担が増えるとか、移動教室の中身がまるっきり変わってしまうということではない方向で当然協議をしてみたいと思いますので、その辺は PR してまいる考えですが、その辺の誤解も解きながら適切な保護者へのご理解を求めるような形を取っていきたいと思っています。

教育長 変わるわけではない、前と同じなのだというのは事務方が思っていることです。だから、正しくこうなりますよ、こんなこともありますよということで膨らみのある情報提供をしていただきたいと思います。そういう意味では安本委員と同様で、是非そういう PR 方を広報以外も含めて丁寧にやっていただきたいと思います。

安本委員 本当に申し訳ないですけどもこれはとても大事なことで子供にかかわることなので絶対に親は気にしてみますし、丁寧な上にも丁寧に PR なり変わらないのだということをご説明いただきたいと思います。それを私たちはわかるけれども、聞かれれば私もお答えしますが力には限界があるので。広報だけで出したよと。新聞を取っているお宅もあるし家で読まないという方も。私はほとんど広告は読まないのです。そういうこともありますので、必ず保護者宛にはお願いしたいと思います。

事務局次長 これは学校にももちろんお話をするわけですが、校外施設のこれからのことは正確にお伝えするように考えたいと思います。

委員長 一般論ですが、校外施設とかの廃止の方向というか、財政的な面とかもいままでもあるのだけれども、もうちょっと広げて意義みたいなもので、いままではこういう効果があったと。け

れどもいまの時代とか将来を見ると、こうありたいという展望みたいなものがまた必要なのかなと思うのです。ハッと思い出したけれども、ケロッグというアメリカの食品の会社が1960年ぐらいに学校のキャンプというのをとても重視したのです。ユニットで学校が野外との接触というか野外体験といったものをすべきだということで、ものすごく会社をあげて投資して、みんなを呼び寄せたというのがあるのです。けれども、何かいまの話を聞いていると幅が狭いなと。学校と野外体験とか、いろいろな関係とかを論じる必要性があるのではないか。そういうのを含めて経済も入れてというのが説得力が出てくるし、そうでないと、どんどん減っていってしまう。ただお金がないから、スマート計画だからだと説得力がなくなってくるのです。

学務課長 一方で今回、教育改革アクションプラン案を区民の皆様にお伝えするわけですが、そのプランの中でも移動教室の充実、自然体験型の短期滞在型の学習といった趣旨で新たな発想でまた検討することも盛り込んでいますので、いま委員長がおっしゃられたような視点で今後も移動教室の充実などを図ってまいりたいと考えています。

委員長 よろしいですか。

(異議なし)

委員長 最後に予算についてお願いいたします。日程第6 議案第56号 平成13年度杉並区一般会計補正予算(第2号)について、庶務課長からお願いします。

庶務課長 議案第56号一般会計補正予算第2号についてご説明いたします。「平成13年度一般会計補正予算概要」というのがあります。今回補正予算で出す理由ですが、南伊豆の健康学園、弓ヶ浜学園についての補正ということです。この2つの施設については南伊豆町で平成13年4月から下水道が共用開始になっているということで、3年以内を目途にして下水管に繋げていく必要があるということで、今回そうした下水道管への接続等に関する工事費用を予算化するという内容です。それぞれ健康学園については135万1,000円、弓ヶ浜学園については1,447万9,000円で合計1,583万という補正です。この補正の内容は先ほど申し上げましたように下水道本管への接続工事や浴室への温泉のオーバーフロー改修等に対する工事、あるいはこれまで使っていた浄化槽の撤去工事といった工事費用です。1枚めくると、補正前の額と補正額、教育予算の総額ということで補正後の額を記載してあります。以上です。

委員長 ご質問ご意見をお願いします。

教育長 下水道は何の特定財源もないのですね。

庶務課長 何もないです。ですから全部一般財源で対応しています。

教育長 一事業所扱いなのですね。あそこは下水本管を通すために、土地の提供を供与したのですよね。特段の地元に対する、それは関係ないね。わかりました。結構です。

委員長 いつもこのぐらいの軽微の補正なのですか。軽微といたら補正の額として案外少ないですね。

事務局次長 いま、財政的に保留財源がほとんどない状況ですので、全くの義務的経費だけしか補正できないような状況なのです。ですから、これも最低必要なお金ということです。

教育長 今回の補正予算の2号は、教育費以外はどうですか。

事務局次長 それは22日の経営会議に、この教育委員会の意見も含めて提案されることになっています。

教育長 詳しいことは聞かないので、ほかもあるということですね。

事務局次長 入っています。

教育長 わかりました。結構です。

委員長 よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。これで本日の議事日程は終了いたしますが、事務局からほかにありましたらお願いします。なければ、これで終了いたします。